



## 配偶者等からの暴力の防止及び 被害者支援と男女の健康支援

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、暴力の防止は男女共同参画社会を形成していくうえで重要な課題です。しかし、ドメスティック・バイオレンス（DV<sup>※8</sup>）やセクシュアル・ハラスメント<sup>※9</sup>等の男女間のさまざまな暴力に対する社会的な認識は依然として低く、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の改正などにより法整備は進んでいるものの、暴力のない社会の実現に向け社会全体で取り組む必要があります。暴力を未然に防止するためには、暴力は重大な人権侵害であるとの認識についての啓発を行うとともに、安心して相談できる被害者支援の体制づくりや各種関係機関との連携など、男女間のあらゆる暴力を許さない環境と意識づくりを行わなければなりません。

また、男女が互いの性について理解し、尊重し合いながら健康に生きていくことは、男女平等を推進するための前提となるものです。そのため、ライフステージに応じて性に関する正しい知識を身につけられるよう教育・啓発に努めるとともに、生涯を通じて健康に暮らすことができるよう健康づくりへの支援が大切です。特に、女性は妊娠・出産など各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあることから、女性が生涯にわたって主体的に自分の健康を確保できるよう、性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）<sup>※10</sup>について、社会全体の理解を深めることが求められています。

<sup>8</sup> DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力のみならず、性的暴力や言葉による精神的暴力などがあります。

<sup>9</sup> セクシュアル・ハラスメント

性的な嫌がらせのことをいいます。職場に限らず学校や地域社会も含めあらゆる場面で問題となっており、ヌードポスターを掲示するなどの「環境型」や、地位や立場を利用して性的関係を求める「対価型」などがあります。

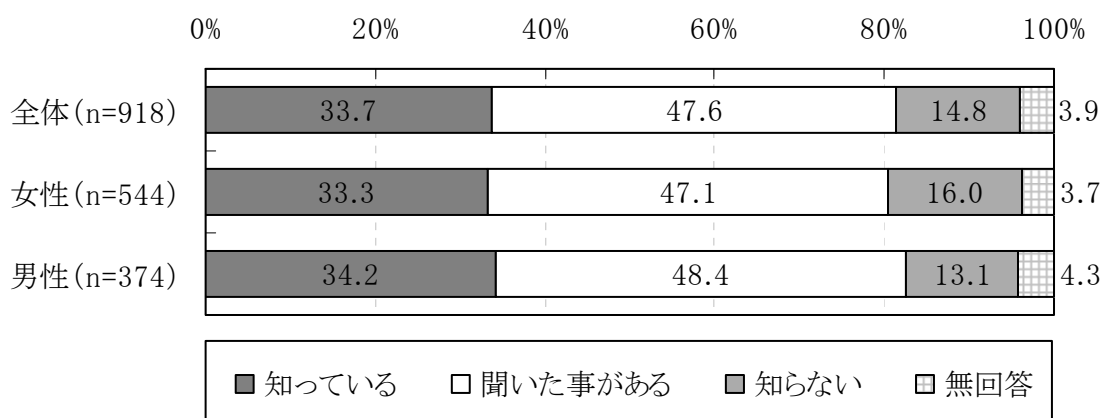
<sup>10</sup>性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のことです。男女ともにもつ権利ですが、とりわけ女性の重要な人権とされています。子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人産むかを女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものです。

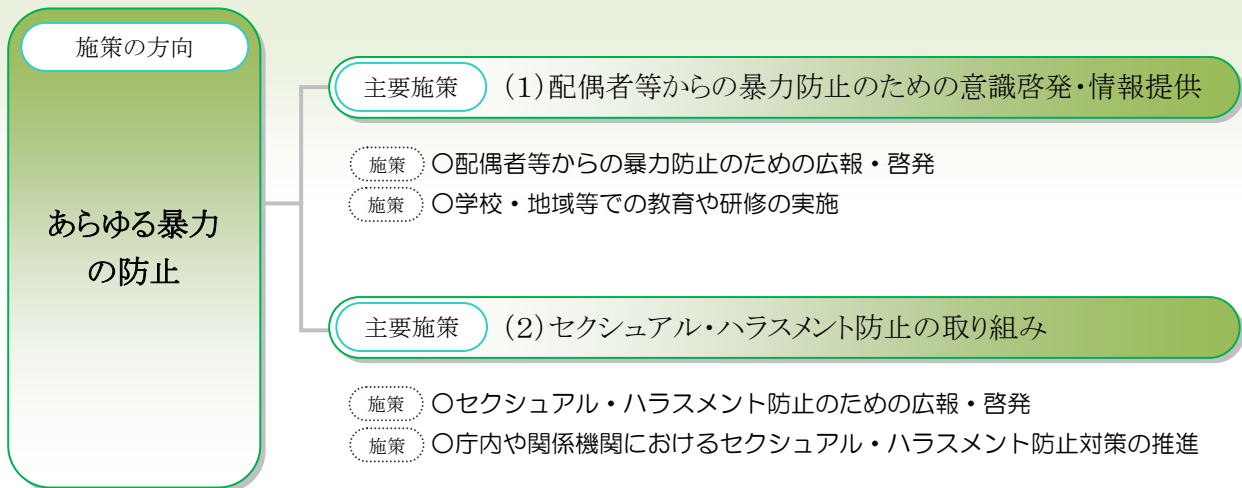
# 1 あらゆる暴力の防止

- ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント等の男女間のあらゆる暴力は、個人の問題に留まらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。
- 男女間のあらゆる暴力の根絶には、暴力を許さない強い姿勢と社会全体の理解を深めることが不可欠ですが、実際には個人や家庭、職場内の限られた人間の問題であると考えられ、表面化しにくい傾向にあります。
- 男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【パートナーからの暴力の有無】について、「何を言っても無視する」などのすべての項目で、男性よりも女性で経験している割合が多く、また【セクシュアル・ハラスメントの被害の状況】についても、「嫌がっているのに、性的な冗談や、性に関する話を聞かされた」などのほぼすべての項目で男性よりも女性の経験者が多くなっています。
- 「DV 防止法」などの法整備が進むとともに、人々の認識も徐々に高まりをみせていますが、昭島市においては「DV 防止法」の認知度が3割程度となっています。「聞いた事がある」と回答した人は4割で、周知については徐々に進んでいるものの、十分な理解はまだ図られていない状況です。
- 男女間のあらゆる暴力の防止に向け、暴力を看過しない社会意識の醸成や浸透のため、各種関連機関と連携した取り組みを進めます。

【DV防止法の認知状況】



(資料：平成 21 年度 男女平等に関する市民意識・実態調査)



目標指標

指標	現状値	目標値 (平成 27 年)	目標値 (平成 32 年)
「DV 防止法」を知っている人の割合	33.7%	40.0%	60.0%

\*現状値は、男女平等に関する市民意識・実態調査（平成 21 年度）による。

## (1) 配偶者等からの暴力防止のための意識啓発・情報提供

ドメスティック・バイオレンス（DV）等の男女間の暴力は、人権侵害であるという認識を広め、啓発活動などによる意識づくりや情報提供の充実に努めます。

施 策				
<b>配偶者等からの暴力防止のための広報・啓発</b>				
配偶者等からの暴力の防止に向けた、情報提供等による意識啓発を行います。				
主要事業	40	配偶者等からの暴力根絶の広報・啓発	企画政策室 生活コミュニティ課 子育て支援課	継続
	41	性犯罪及びストーカー被害防止の啓発	生活コミュニティ課 子ども育成課	継続
	42	デートDV <sup>*11</sup> 防止啓発の推進	企画政策室 指導室	新規
<b>学校・地域等での教育や研修の実施</b>				
学校や地域においても、配偶者等からの暴力防止に対して、認識を深めるよう教育や研修を充実します。				
主要事業	43	民生委員等へのあらゆる暴力の防止についての研修の実施	生活福祉課	継続
	44	性暴力に対する認識を深める教育の推進	指導室	継続
	45	教職員に対する研修の実施	指導室	新規

## (2) セクシュアル・ハラスメント防止の取り組み

職場等におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する取り組みを強化するため、セクシュアル・ハラスメントに関する啓発・研修等を推進します。

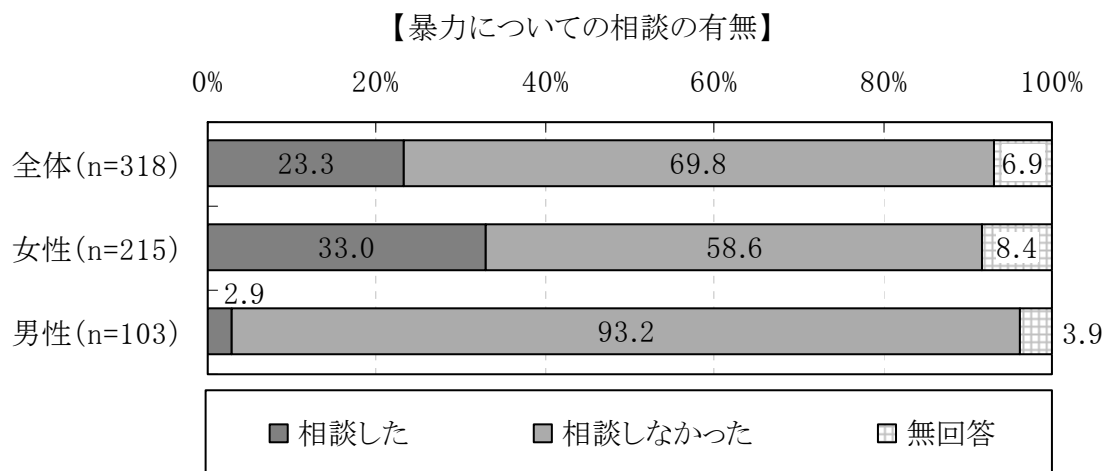
施 策				
<b>セクシュアル・ハラスメント防止のための広報・啓発</b>				
職場等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行います。				
主要事業	46	セクシュアル・ハラスメント防止に関する広報・啓発の推進	企画政策室	継続
	47	事業所に対するセクシュアル・ハラスメント防止の普及・啓発	生活コミュニティ課	継続
<b>庁内や関係機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進</b>				
市職員や関係職員に対し、セクシュアル・ハラスメント防止対策を進めます。				
主要事業	48	市職員、教職員、民生委員等に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	職員課 生活福祉課 指導室	継続

<sup>11</sup>デートDV

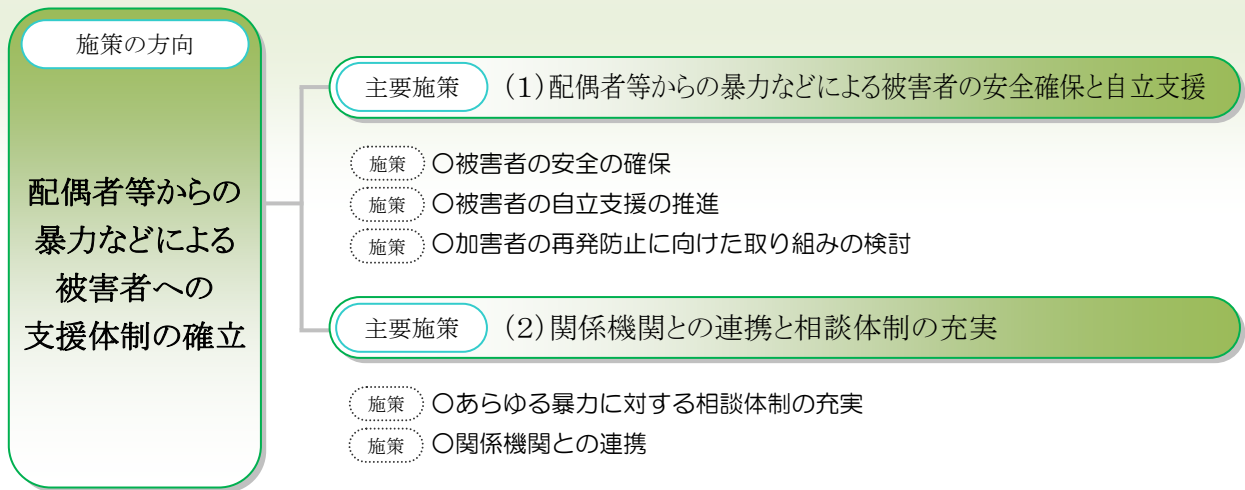
結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

## 2 配偶者等からの暴力などによる 被害者への支援体制の確立

- 2001（平成 13）年に「DV 防止法」が施行され、2008（平成 20）年にも「改正 DV 防止法」が施行されるなど、被害者支援の法的体制も次第に整えられています。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）等はいまだ個人の問題として捉えられ、被害が潜在化しやすい傾向にあり、男女平等に関する市民意識・実態調査においても、被害を受けた人の7割近くが被害の相談をしていない状況です。
- 男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【女性に対する暴力の防止や被害者支援のために必要な対策】について、「法律による規制の強化や見直しを行う」が多く、次いで「被害者のための相談を充実させる」となっています。
- 問題の解決にあたっては、被害者に対する個別の支援はもちろん、社会全体の問題として取り組むことが重要です。
- 被害者への支援体制として、被害者が相談しやすい環境づくりや保護体制の充実、関連機関とのネットワークの構築を進めるとともに、自立に向けた支援の強化も図ります。また、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有するような拠点の検討をします。



（資料：平成 21 年度 男女平等に関する市民意識・実態調査）



**目 標 指 標**

指標	現状値	目標値 (平成 27 年)	目標値 (平成 32 年)
DV の被害を受けた人のうち、「相談した」人の割合	[女性] 33.0%	50.0%	70.0%
	[男性] 2.9%	10.0%	30.0%

\*現状値は、男女平等に関する市民意識・実態調査（平成 21 年度）による。

**(1) 配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援**

関係機関等との連携を図り、配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立に向けた支援を行うとともに、加害者の再発防止に向けた対策についても検討します。

施 策					
<b>被害者の安全の確保</b>					
国や都、関係機関等と連携し、被害者とその家族が安全かつ安心して避難できるようにします。					
主要事業	49	被害者の安全確保のための施設等の確保	子育て支援課	新規	
	50	民間シェルター※ <sup>12</sup> への支援	子育て支援課	新規	
	51	被害者の安全確保のための庁内各部署の連携	関係各課	新規	

<sup>12</sup>民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。現在民間シェルターでは、被害者の一時保護だけに止まらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対するさまざまな援助を行っています。

施 策			
<b>被害者の自立支援の推進</b>			
被害者が落ち着いた生活を取り戻せるよう、自立に向けたさまざまな支援を行います。			
主要事業	52	被害者の自立に関する支援の実施	子育て支援課 新規
<b>加害者の再発防止に向けた取り組みの検討</b>			
加害者の再発防止に向けた取り組みを検討します。			
主要事業	53	「加害者更生プログラム」策定の都への要請	企画政策室 継続

## (2) 関係機関との連携と相談体制の充実

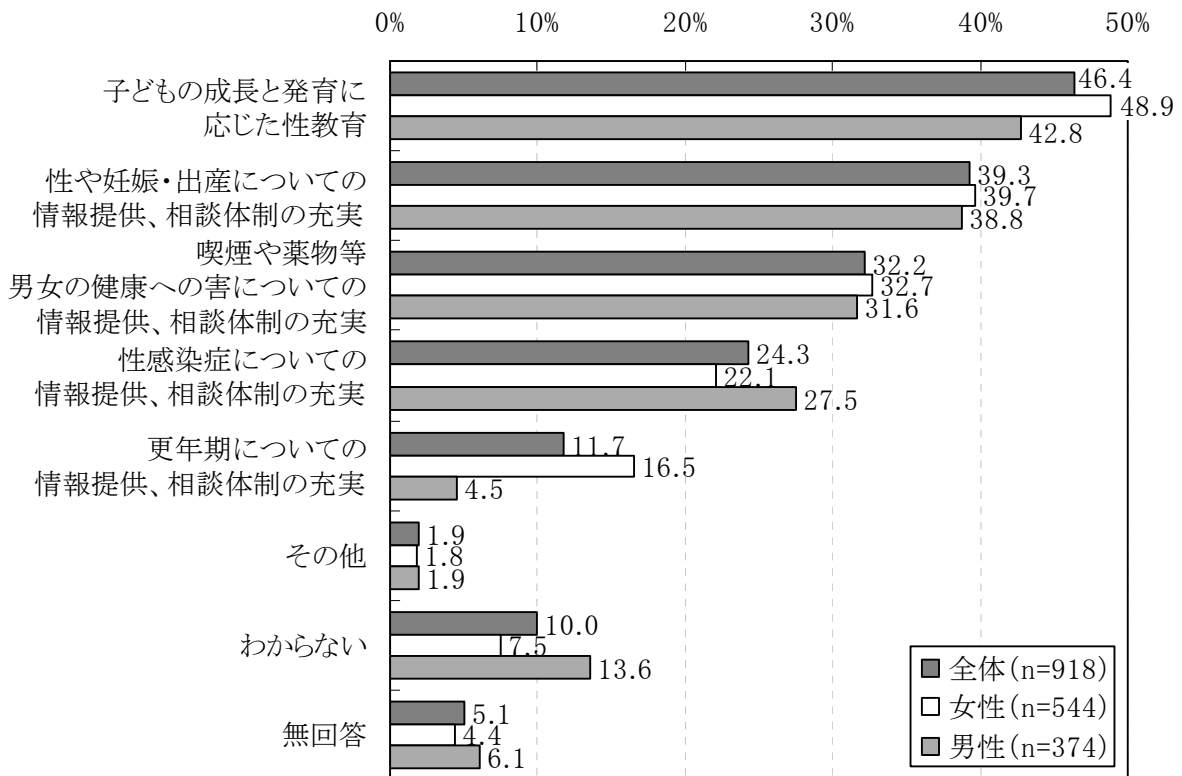
被害者が相談しやすい環境づくりのための相談体制の充実や相談窓口の周知を図るとともに、国や都、関係機関等による連携の強化を推進します。

施 策			
<b>あらゆる暴力に対する相談体制の充実</b>			
あらゆる暴力に対する相談体制の充実と、窓口の連携を図ります。			
主要事業	54	あらゆる暴力についての相談窓口の連携	企画政策室 生活コミュニティ課 子育て支援課 指導室 充実
	55	配偶者暴力相談支援センター機能を有する拠点の検討	企画政策室 子育て支援課 新規
<b>関係機関との連携</b>			
国や都、関係機関等との連携体制の確立を推進します。			
主要事業	56	あらゆる暴力について警察等関係機関との連携	生活コミュニティ課 子育て支援課 新規
	57	東京都女性相談センター及び警察等とのDVに関する連絡協議会の設置	企画政策室 子育て支援課 新規
	58	暴力防止に関する法律・制度整備についての国への要請	企画政策室 子育て支援課 継続

### 3 生涯を通じた男女の健康支援

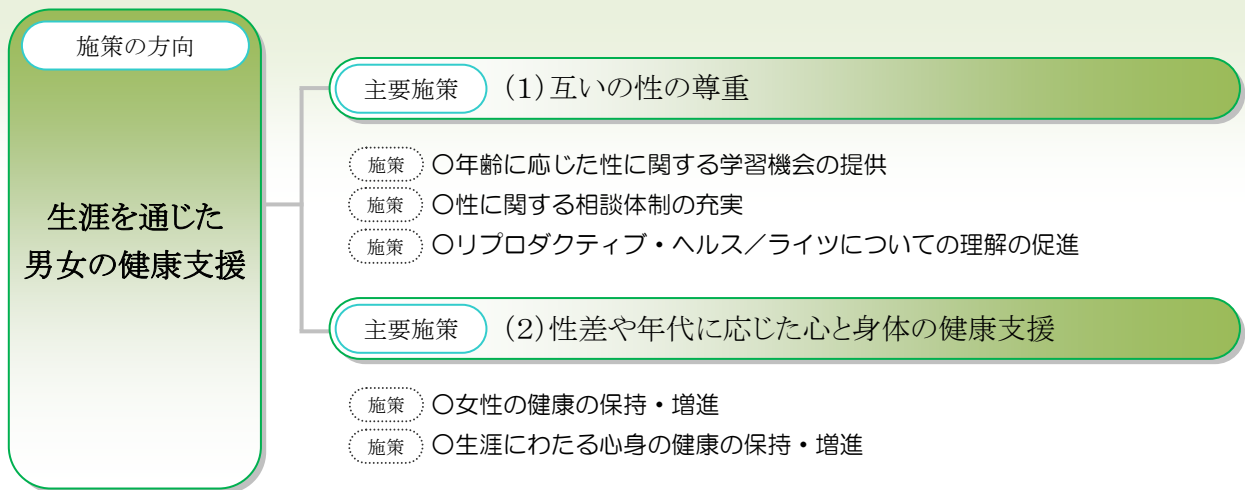
- 男女が生涯にわたって心も身体も健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現のうえでもっとも基本的な条件です。
- 乳幼児期から高齢期まで、それぞれがライフステージに応じた健康管理に主体的に取り組めるよう総合的な支援が必要です。
- 各年代で身体的変化が多い女性の健康づくりについては、女性自身が自分の健康に決定権をもつ、性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方への理解の促進が課題となります。
- 男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【性や妊娠・出産に関して自分で決めるうえで必要なこと】について、「子どもの成長と発育に応じた性教育」が多く、次いで「性や妊娠・出産についての情報提供、相談体制の充実」となっています。
- 男女がともに生涯を通じて心も身体も健康であるために、性と生殖に関する正しい知識を普及するとともに、男女の身体のしくみの違いや年代を考慮した健康づくりを支援します。

【性や妊娠・出産に関して自分で決めるうえで必要なこと】



(資料：平成 21 年度 男女平等に関する市民意識・実態調査)





目標指標

指標	現状値	目標値 (平成 27 年)	目標値 (平成 32 年)
健康教育事業参加者数	[女性] 1,257 人	1,330 人	1,480 人
	[男性] 221 人	270 人	320 人

\*現状値は、平成 21 年度実績による。(メタボリック予防改善教室・メタボリック予防栄養教室・動脈硬化予防教室・動脈硬化予防栄養教室・アトピー講演会 他 15 事業)

(1) 互いの性の尊重

男女がともに性と生殖に関して正しい知識をもち、互いの性を尊重し、理解を深めるための啓発や学習機会の提供を行います。

施策				
<b>年齢に応じた性に関する学習機会の提供</b>				
男女の性についての理解を図るため、年齢に応じた学習機会の提供を行います。				
主要事業	59	学校教育における性教育の推進	指導室	継続
	60	性の尊重に関する学習機会の提供	企画政策室 市民会館・公民館	継続
<b>性に関する相談体制の充実</b>				
性に関する相談窓口の明確化を図るとともに、相談体制の充実を図ります。				
主要事業	61	性に関する相談の充実	健康課 子育て支援課	継続
	62	学校内における性に関する相談の充実	指導室	継続

施 策				
<b>リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解の促進</b>				
性と生殖に関する健康/権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方の定着を図るとともに、それを阻害する環境の是正に努めます。				
主要事業	63	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	企画政策室 健康課	継続
	64	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った子育て学級、健康学習の推進	健康課	継続
	65	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った相談体制の充実	健康課	継続

## (2) 性差や年代に応じた心と身体の健康支援

男女がともに生涯を通じて心身ともに健康に過ごすため、年代や個々に応じたきめ細やかな健康支援を実施します。

施 策				
<b>女性の健康の保持・増進</b>				
女性固有の病気や身体機能を考慮した、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
主要事業	66	妊娠・出産等に関する支援の推進	健康課 子育て支援課	継続
	67	更年期を理解するための情報提供	健康課	継続
	68	女性に対する検診事業の充実	健康課	継続
<b>生涯にわたる心身の健康の保持・増進</b>				
各ライフステージに応じた、男女の生涯を通じた健康づくりを支援します。				
主要事業	69	健康づくり支援の推進	健康課 介護福祉課 スポーツ振興課	継続
	70	生活習慣病、介護予防対策の充実	健康課 介護福祉課	継続
	71	医療機関や保健所等との連携による相談体制の充実	企画政策室 健康課	継続